

⑤

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和2年3月24日付平企財収第197号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 小 林 洋 子

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和元年12月17日付平監発第31号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における物品供給契約で、請書の契約金額が誤っているもの（情報政策課）

【措置等①】

小平市契約事務規則に則った契約事務の適正な執行のため、決裁時に契約事務を適正に進めるためのチェックリスト、契約事務の最終確認チェックシートを添付し、必要な書類に不備や誤りがないよう確認を徹底する。今後は、複数名で、書類の不備や誤りがないか確認を徹底することで再発を防止する。

2 旅費支給事務について

《指摘事項①》

出張に当たって、出退勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの（公共施設マネジメント課）

【措置等①】

今回のケースについては、急遽の出張であったことから、出張前に口頭で出張命令権者の許可を得て、出張を行ったところであるが、帰庁後、出退勤システムの入力が漏れてしまったことで、旅費の請求との整合が取れない事態が生じたものである。

今後、同様の事態を生じさせることがないよう、口頭で出張命令権者の許可を得て出張を行う場合においては、出張者及び出張命令権者が双方確認することで、再発を防止する。